

令和元年5月22日
仙台管区気象台

宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準の変更について

多賀城市、利府町の洪水警報・注意報の発表基準を、令和元年5月29日（水）13時から通常の基準に戻します。

多賀城市、利府町では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による堤防施設等の被害により、洪水警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、堤防施設等の復旧状況や、降水と災害の関連を調査したところ、通常の発表基準未満での災害の発生が無かったことから、多賀城市、利府町の洪水警報・注意報の発表基準を通常基準に戻すこととしました。

<暫定基準を変更する日時>

令和元年5月29日（水）13時

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 担当 防災気象官 藤井
電話 022-297-8134 FAX 022-297-8260

暫定基準を運用している市町村等

府県 予報区	市町村等を まとめた地域	暫定基準を運用している市町村等	
		変更後	現行
宮城県	東部仙台	仙台市東部	仙台市東部
		名取市	名取市
		—	※多賀城市
		岩沼市	岩沼市
		山元町	山元町
		松島町	松島町
		—	※利府町
	石巻地域	石巻市	石巻市
		東松島市	東松島市
	気仙沼地域	気仙沼市	気仙沼市
		南三陸町	南三陸町

※通常基準に戻す市町